



平成27年8月28日
国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所

特殊車両の指導取締りを実施

国土交通省福島河川国道事務所は、福島北警察署の協力のもと、一般国道13号中野車両検測所において、特殊車両の指導取締りを実施します。

この指導取締りは、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のため、必要な措置を命じることを目的として実施するものです。

取締日時：平成27年8月28日（金） 13時30分～16時30分（小雨決行）
取締場所：中野車両検測所（所在地：福島市飯坂町中野 地内）

▼位置図▼



▼過去の指導取締りのようす▼



☆法令を守り、適切な運行や運用をお願いいたします。

重量や寸法超過車両は、道路の寿命を縮めるなど悪影響があったり、重大な事故に発展する恐れがあります。

〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

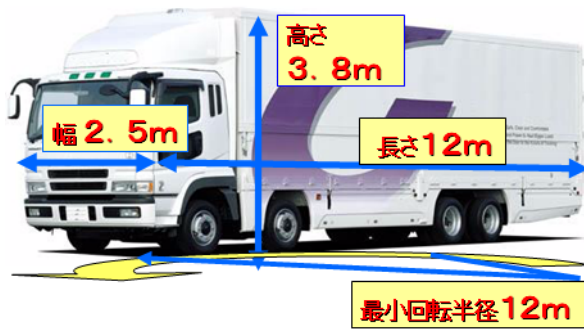
国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
道路管理課長 小山 行則（おやま ゆきのり） TEL024-539-6130
栗子国道維持出張所長 袖林 淳（そでばやし じゅん）

TEL0238-34-2221

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を以下のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

・寸法について



・重量について



※総重量については、道路種別や車種により特例があります。

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

◎車両が道路に及ぼす影響

車両が道路へ影響を及ぼす原因の1つとして、重量超過車両の通行による、道路への疲労蓄積があげられます。特に橋梁などの構造物や舗装に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。

【道路に与える影響 (イメージ)】

